

○八女西部広域事務組合職員の育児休業等に関する条例

(平成 4 年 8 月 3 日 条例第 1 号)

改正 平成 22 年 8 月 27 日条例第 2 号

令和 6 年 8 月 26 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「職員」とは、組合職員の給与に関する条例（昭和 48 年条例第 15 号）又は八女西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 6 号）」の適用を受ける職員をいう。

(育児休業等)

第 3 条 職員の育児休業等に関しては、筑後市職員の育児休業等に関する条例（平成 22 年条例第 9 号）の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 8 月 27 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八女西部広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 8 月 26 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。